

日放技発第 930 号
日臨工総発第 2023-20 号
5 日臨技発第 180 号
令和 5 年 8 月 28 日

各都道府県（診療）放射線技師会会長 殿
各都道府県臨床工学技士会会長 殿
各都道府県臨床（衛生）検査技師会会長 殿

公益社団法人 日本診療放射線技師会
会 長 上田 克彦
(公印省略)

公益社団法人 日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇
(公印省略)

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文
(公印省略)

令和 5 年度地域医療介護総合確保基金（事業区分 6）からのお知らせについて（周知）

貴会においては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記については、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室から各医療関係団体関係者あての事務連絡（令和 5 年 8 月 9 日付別紙 1 参照）が発出されております。この事務連絡は、地域医療介護総合確保基金の更なる活用のため、事業区分 6 の主な活用事例を提示し周知・広報を行っているところ、昨年度と同様に本区分として財源は用意されているものの活用が芳しくないことから本年度も発出された通知となります。

3 技師（士）は都道府県の本区分の提示のされ方によりますが、医師の働き方改革を進めるため、タスク・シフト/シェアにかかる経費のうち厚生労働大臣指定研修の受講料が、地域医療体制確保加算の申請をしていない医療施設からの申請により助成することが可能となっております（別紙 2 参照）。

ついでには、今後受講される技師（士）の負担軽減のために、別紙 3 の内示額が提示されている都道府県の技師（士）会は、所管の貴都道府県に対し本区分で実施している事業内容を問い合わせ等いただき、タスク・シフト/シェアにかかる経費のうち厚生労働大臣指定研修の受講料が含まれるかの確認をお願いいたします。

加えて活用可能である場合には、管内の会員医療機関の管理者に対し、本研修の受講料の

助成申請についてご検討いただけますよう周知をお願い申し上げます。

また、管内の会員医療機関の技師（士）長に対し、この事務連絡に基づき同様に周知いただくとともに、貴会が実施する Web 説明会等へ出席いただくようご案内をお願い申し上げます。

(添付資料)

別紙 1 令和 5 年度地域医療介護総合確保基金（事業区分 6）からのお知らせについて

別紙 2 地域医療介護総合確保基金

※基金資料の 1 ページ「勤務医の労働時間短縮の推進」に補助の対象となる医療機関や交付の要件が記載されております。

別紙 3 令和 5 年度地域医療介護総合確保基金（事業区分 6）の内示について

各技師（士）会長から施設長あての周知依頼例

〇〇〇発 △△ 号
令和5年〇月〇〇日

医療法人社団◇◇◇病院長 殿

〇〇社団法人 〇〇〇技師（士）会
会 長 〇〇 〇〇

令和5年度地域医療介護総合確保基金（事業区分6）からのお知らせについて（依頼）

貴院においては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり日本診療放射技師会長、日本臨床工学技士会理事長、日本臨床衛生検査技師代表理事会長の連名による周知の依頼がありました。

これは、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室から各医療関係団体関係者あての事務連絡（令和5年8月9日付別紙1参照）が発出され、地域医療介護総合確保基金の更なる活用のため、事業区分6の主な活用事例を提示し周知・広報を行っていることを踏まえたものであり、昨年度と同様に本区分として財源は用意されているものの活用が芳しくないことから本年度も発出された通知となります。

3技師（士）は都道府県の本区分の提示のされ方によりますが、医師の働き方改革を進めるため、タスク・シフト/シェアにかかる経費のうち厚生労働大臣指定研修の受講料が、地域医療体制確保加算の申請をしていない医療施設からの申請により助成することが可能となっております（別紙2参照）。

ついては、この事務連絡に伴い本研修の受講料の助成申請についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

（添付資料）

別紙1 令和5年度地域医療総合確保基金（事業区分6）からのお知らせについて

別紙2 地域医療介護総合確保基金

※基金資料の1ページ「勤務医の労働時間短縮の推進」に補助の対象となる医療機関や交付の要件が記載されております。

別紙3 貴施設が属する都道府県での当該基金（事業区分6）の募集内容について

※別紙3は任意となります。必要に応じて、貴都道府県の募集内容等をおまとめいただきますと幸いです。

各技師（士）会長から技師長あての周知依頼例

〇〇〇発 △△ 号
令和5年〇月〇〇日

医療法人社団◇◇◇病院 〇〇技師（士）長 殿

〇〇社団法人 〇〇〇技師（士）会
会 長 〇〇 〇〇

令和5年度地域医療介護総合確保基金（事業区分6）からのお知らせについて（依頼）

貴院においては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり日本診療放射技師会長、日本臨床工学技士会理事長、日本臨床衛生検査技師代表理事会長の連名による周知の依頼がありました。

これは、厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室から各医療関係団体関係者様あての事務連絡（令和5年8月9日付別紙1参照）が発出され、地域医療介護総合確保基金の更なる活用のため、事業区分6の主な活用事例を提示し周知・広報を行っていることを踏まえたものであり、昨年度と同様に本区分として財源は用意されているものの活用が芳しくないことから本年度も発出された通知となります。

3技師（士）は都道府県の本区分の提示のされ方によりますが、医師の働き方改革を進めるため、タスク・シフト/シェアにかかる経費のうち厚生労働大臣指定研修の受講料が、地域医療体制確保加算の申請をしていない医療施設からの申請により助成することが可能となっております（別紙2参照）。

ついでには、この事務連絡に伴い本研修の受講料の助成申請についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

なお、受講料の助成申請について、下記の通り3技師（士）会毎にWeb説明会等への出席をいただくようご案内をお願い申し上げます。なお、下記の通り3技師（士）会毎にホームページで説明情報を掲載いたしますので、ご確認いただくよう何卒お願い申し上げます。

（添付資料）

別紙1 令和5年度地域医療総合確保基金（事業区分6）からのお知らせについて

別紙2 地域医療総合確保基金

※基金資料の1ページ「勤務医の労働時間短縮の推進」に補助の対象となる医療機関や交付の要件が記載されております。

別紙3 貴施設が属する都道府県での当該基金（事業区分6）の募集内容について

※別紙3は任意となります。必要に応じて、貴都道府県の募集内容等をおまとめいただきますと幸いです。

(Web 説明会等)

都道府県（診療）放射技師会対象説明会（実施：日本診療放射線技師会）

日程：8月26日 10時～（60分程度：質疑応答可能）

各都道府県会長宛に録画配信 URL を送信済み

都道府県臨床工学技士会対象説明会（実施：日本臨床工学技士会）

日程：8月17日 18時～（60分程度：質疑応答可能） ※終了

オンデマンド配信

URL：<https://ja-ces.or.jp/e-privado/> 会員情報システム e-プライバド内

パスワード：各個人のIDとPWにてログイン

都道府県臨床（衛生）検査技師会対象説明会（実施：日本臨床衛生検査技師会）

日程：8月29～31日、及び9月6日 各18時～（60分程度：質疑応答可能）

各都道府県会長宛にURLを送信済み